



## 学校教育講座 岩本 華子 特任准教授



## 市町村におけるDV等困難な状況の女性に対するソーシャルワーク実践に関する研究



キーワード ソーシャルワーク/ 女性支援/ 婦人相談員/ 市町村/

## どのような研究をなぜ行っているか

SDGsの目標の一つに「ジェンダー平等」が掲げられ、すべての女性と女児のエンパワーメントが国際的な重要課題の一つになっています。日本では、女性の貧困や配偶者等パートナーからの暴力被害（いわゆるドメスティック・バイオレンス）、性被害等について、近年ようやく注目されるようになってきましたが、いまだ十分に可視化・問題化されていない状況にあります。今後、困難な状況におかれている女性の生命と人権を尊重した福祉的支援をよりよくしていくことは、女性の活躍を推進し、ジェンダー平等を実現していくためにも緊要な社会的課題です。

日本には女性に対する福祉的施策として婦人保護事業があります。しかし婦人保護事業では、様々な困難さを抱える女性に対応できていないという限界が指摘され、女性支援に関する新法が2022年に制定されました（2024年施行）。女性に対する福祉的支援を行う相談員として、売春防止法に基づく婦人相談員がいます（都道府県は必置、市区は任意配置）。婦人相談員は、新法では女性相談支援員と改称され、さらなる活躍が期待されています。

女性に対する福祉的施策は、婦人相談所など都道府県が中心となっていますが、住民のセーフティネットである市町村においても、より積極的に女性に対する支援が行われることは重要です。市町村には住民である女性からの相談対応や、婦人保護事業を利用する際の窓口という「支援の入り口」の役割があります。さらに、婦人保護事業を利用した後や婦人保護事業を利用しない人に対して「地域生活での支援」を担う重要な役割もあります。このような重要な役割がある市町村で活躍する婦人相談員は福祉的視点に基づいて様々な生活課題を抱える女性を支援する立場として期待されていますし、実際、市町村に配置されている婦人相談員は増えてきています。

以上の背景をもとに、市町村における困難な状況におかれた女性に対する福祉的支援（ソーシャルワーク）がよりよいものになるように、ソーシャルワークの実践者としての婦人相談員（新法での女性相談支援員）に焦点づけて、どのような支援が行われているのかについて明らかにするとともに、よりよい支援のあり方の検討を行っています。

## 研究成果をどのように活用し、どのような貢献ができるか

市町村における女性支援の向上は、困難な状況におかれた女性だけではなく同伴する子どもにとっても重要です。家庭内にドメスティック・バイオレンスがあることは、子どもの福祉に大きく影響を与えます。この研究を進めることによって、女性に加えて子どもの福祉も視野にいれた支援のあり方について提言することを目指しています。

具体的には、市町村の担当者やNPO等、実際に女性支援に関わる方々を対象とした研修等で研究成果の紹介を行い、支援者の方々の実践向上に貢献できるようにしています。

また、研究成果から見出された、困難さを抱える女性や同伴している子どものおかれた状況等について、本学の保育士養成に関する講義内容に盛り込むことで、保育者として保護者支援や子どもの支援に関わる際の多角的な視点がもてるようにしています。

## これまでの連携研究や社会貢献活動の実績

- ・大阪府社会福祉審議会女性保護支援等検討専門部会「大阪府 女性保護支援に係る調査業務」において分析、ヒアリング調査、報告書作成等を担当
- ・市町村の女性支援担当者を対象とした研修講師
- ・女性支援に関わる福祉施設の指定管理者選定委員
- ・市が策定するDV防止基本計画の基礎となる調査・分析作業等を担当 等

